

十勝市町村税滞納整理機構設置条例

平成18年8月10日
条例第2号

(設置)

第1条 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村民税(個人の道民税を含む。)、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第76条に規定する国民健康保険料に係る滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務を実施するため、十勝市町村税滞納整理機構(以下「機構」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 機構の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	十勝市町村税滞納整理機構
位 置	帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎内

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。